

川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づく、本市の川崎市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）による、スポーツに関する施策についての調査及び検討並びに計画の変更に向けた検討及び調整を行うため、川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に挙げる事項について所掌する。

- (1) 計画に基づく、スポーツに関する施策の実施状況の調査に関すること。
- (2) 計画の目的を達成するために必要な施策等の検討に関すること。
- (3) 計画の変更に向けた検討及び調整に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民文化局市民スポーツ室長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(職務等)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、所掌事務の検討を進めるため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(庶務)

第5条 委員会及び作業部会の庶務は、市民文化局市民スポーツ室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会 委員

No.	所属	補職名等
1	総務企画局 都市政策部	企画調整課長
2	総務企画局 公共施設総合調整室	担当課長〔長寿命化企画〕
3	総務企画局 行政改革マネジメント推進室	担当課長〔組織・定数〕
4	財政局 財政部	財政課長
5	市民文化局 市民生活部	企画課長
6	市民文化局 市民スポーツ室	市民スポーツ室長
7	市民文化局 市民スポーツ室	担当課長〔企画調整〕
8	市民文化局 市民スポーツ室	担当課長〔スポーツのまちづくり〕
9	市民文化局 市民スポーツ室	担当課長〔スポーツ事業推進〕
10	市民文化局 市民スポーツ室	担当課長〔若者文化推進〕
11	市民文化局 市民スポーツ室	担当課長〔新アリーナ整備〕
12	経済労働局 産業政策部	企画課長
13	環境局 総務部	企画課長
14	健康福祉局 総務部	企画課長
15	健康福祉局 保健医療政策部	健康増進課長
16	こども未来局 総務部	企画課長
17	建設緑政局 総務部	企画課長
18	建設緑政局 緑政部	みどりの管理課長
19	建設緑政局 富士見・等々力再編整備室	担当課長〔事業調整〕
20	港湾局 港湾経営部	経営企画課長
21	川崎区役所 まちづくり推進部	企画課長
22	幸 区役所 まちづくり推進部	企画課長
23	中原区役所 まちづくり推進部	企画課長
24	高津区役所 まちづくり推進部	企画課長
25	宮前区役所 まちづくり推進部	企画課長
26	多摩区役所 まちづくり推進部	企画課長
27	麻生区役所 まちづくり推進部	企画課長
28	上下水道局 経営戦略・危機管理室	担当課長〔経営戦略・企画調整〕
29	教育委員会事務局 教育政策室	担当課長〔企画調整〕
30	教育委員会事務局 学校教育部	健康教育課長